

改善通知書 改善計画書 (消防法)

平成 17 年、法令を無視した無断造作が行われていることを知り、㈱博善社に原状回復を求めるも無視され、平成 18 年、建物診断調査を行い、安心・安全を無視した無断造作が行われていることを確認し、(有)丸倉共立商事は建設会社に依頼し、原状回復工事を行おうとしたが、テナントの同意を得ない工事は行うことが出来ないとのことであった。

本建築物竣工以降、㈱博善社は(有)丸倉共立商事と交わした駐車場付建物の賃貸借契約第 20 条（維持・管理）条項を履行する意思も、第 22 条（善管注意義務）条項を履行する意思もなかった。

平成 18 年、清田消防署に建物診断で知り得た消防法違反の事実を報告し、清田消防署の北野博善斎場に対する査察が実施され、結果、㈱博善社と(有)丸倉共立商事に改善通知書が送付されている。

平成 18 年 11 月 9 日に㈱博善社は清田消防署に改善計画書を提出した。また、建築・設備に関しても札幌市建築指導部建築安全推進課より㈱博善社に改善通知書が送付され、㈱博善社は改善計画書と改善完了報告書を提出している。しかし、改善完了報告書は虚偽の改善完了報告書であった。

改善計画書は所有者である(有)丸倉共立商事に報告することなく、(有)丸倉共立商事が賃貸借契約条項第 20 条・第 22 条に基づく原状回復の求めを無視して行われ、㈱博善社が実施すべき消防用設備定期点検報告書の提出は(有)丸倉共立商事が建物診断調査の際に実施し、清田消防署に消防法違反の状況を説明する際に提出した消防用設備点検書を(有)丸倉共立商事の同意を得ることなく流用している。

㈱博善社は法令で求められている防火管理者を任命することなく、清田消防署の改善通知まで北野博善斎場は防火管理者が不在の状態にあり、平成 18 年、防火管理者を新規に任命したにも関わらず消防用設備の定期点検を平成 22 年に(有)丸倉共立商事が清田消防署に定期報告について照会するまで実施していなかった。

(有)丸倉共立商事が清田消防署に定期点検報告書提出の照会をするまで㈱博善社は提出していなかったということは、防火管理者を新規に任命しながら防火管理業務の権限を与えなかったことを意味し、消防計画の作成や消防用設備の定期点検を実施する意思がなかったことを意味する。

現在、北野博善斎場は清田消防署の改善通知による㈱博善社の改善計画書提出以降も清田消防署の査察では明らかにならなかった新たな法令違反や多くの建築基準法違反が判明しており、特殊建築物としての建築基準を満たしていない状態にある。